

介護老人保健施設 フィオーレ久里浜 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団湘風会が開設する介護老人保健施設 フィオーレ久里浜（以下「当事業所」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令及び横須賀市条例の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在家ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療・福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービスの提供を受けることができるよう努める。
- 3 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得る。
- 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設フィオーレ久里浜
- (2) 指定年月日 平成14年4月15日
- (3) 所在地 神奈川県横須賀市神明町1028-7
- (4) 電話番号 046-835-0132 FAX番号 046-838-0905
- (5) 管理者名 岸 賢治
- (6) 介護保険指定番号 1451980051号

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

※令和6年4月1日現在		
(1) 管理者	常勤	1人
(2) 医師	常勤	1人 (管理者と兼務)
(3) 薬剤師	非常勤	1人
(4) 看護職員	常勤	9人 非常勤 3人
(5) 介護職員	常勤	26人 非常勤 8人
(6) 支援相談員	常勤	4人
(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	常勤	3人 非常勤 2人
・理学療法士	常勤	3人 非常勤 2人
・作業療法士	常勤	0人
・言語聴覚士	常勤	2人
(8) 管理栄養士	常勤	3人
(9) 介護支援専門員	常勤	4人 非常勤 4人
(10) 事務員		

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、事業所で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護職員等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理を行う。
- (9) 事務員は、事業所の事務全般と事業所の管理および送迎を行なう。また、状況に応じて他部門の業務を支援する。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数（施設定員 100名）より実入所者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びにリハビリテーション、日常生活上の世話、また栄養管理をする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

保険給付の自己負担額、滞在費、食費、その他の日常生活費（教養娯楽費、理美容代、私物の洗濯代）、その他の費用等、別に定める料金表により支払いを受ける。

※「食費」及び「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料に記載のとおり。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

横須賀市全域、三浦市全域

(身体の拘束)

第11条 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し利用者に対する身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者及び他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、利用者及びご家族に同意をいただき、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

身体拘束後も定期的に検討及び評価を行い、身体拘束の必要がなくなり次第、すみやかに身体拘束を終了する。

(褥瘡対策等)

第12条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡予防指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(虐待の防止)

第13条 当施設は、虐待の発生またはその再発を防止するための対策を検討する委員会の開催、職員への周知を行い、指針の整備、研修を定期的に実施する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第14条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととします。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととします。
- 面会時間（時間厳守でお願いします）
月～土、祭日、年末年始 時間 10：00～16：00
面会時は、1Fの事務所受付にて面会表の記入をお願いします。

- 風邪、発熱等で体調不良の場合は、面会をご遠慮ください。
- 外出・外泊時の手続き
各階のサービスステーションにて外出・外泊の許可をお申し出ください。
(利用者の健康状態によっては、許可できない場合もあります。)
 - 喫煙、飲酒および食べ物の持込について
喫煙、飲酒については原則禁止させていただきます。
食べ物の持込については禁止となります。
 - 設備・備品の利用
事業所内の設備・備品の利用の際は職員にお知らせください。
その他、危険防止のため屋上、浴室、機械室等への立ち入りはご遠慮ください。
 - 所持品・備品等の持ち込み
所持品・備品の持ち込みは、備え付けの家具の収納範囲でお願いします。
また、多床室へのテレビ、オーディオ機器等の持ち込みは、他の利用者に迷惑がかかることがありますので、ご遠慮ください。
刃物等危険物と認識した物の持込みは禁止します。
 - 金銭・貴重品の管理
金銭・貴重品の持ち込みは原則禁止させていただきます。
紛失・盗難については事業所側で責任を負いかねますので予めご了承ください。
 - 外泊時等の事業所外での受診
当事業所には常勤の医師がおりますので、病状定期の要介護者をお預かりする事業所ということから、許可なしに他の医療機関へ受診することは認められません。
したがって外泊・外出時などの際に事業所以外の医療機関で診察や服薬を受けることは原則できませんので予めご了承ください。
 - 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
 - 他利用者への迷惑行為も禁止します。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、甲種防火管理資格者を充てる。
 - (2) 火元責任者には、事務長を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第 16 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・看護・医療サービスを提供するために、

事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。同時にご家族へ連絡を入れ状況の説明を行い、保険者に対して事故の報告を行う。

- 2 事業所医師が専門的な対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

（緊急時の対応）

第 17 条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は救急処置を行うと同時にご家族へ連絡を入れ、救急病院への受診を行う。

（苦情処理の体制）

第 18 条 苦情及びご相談に関しては支援相談員が担当する。また、事業所 1F に「ご意見箱」を設置しており管理者へ直接お申し出いただくこともできる。なお、苦情の記録については介護支援専門員が行う。苦情等の問い合わせ窓口を別紙のとおり定めます。

（職員の服務規律）

第 19 条 職員は、介護保険法令及び横須賀市条例、及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 20 条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第 21 条 職員の就業に関する事項は、別に定める当事業所の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 22 条 職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 23 条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 24 条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(協力医療機関等)

第 25 条 当事業所では下記の医療機関及び歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 横須賀共済病院
 - ・住 所 横須賀市米が浜通 1 丁目 16 番地
 - ・T E L 046 (822) 2710
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 古屋歯科医院
 - ・住 所 横須賀市舟倉 1 丁目 14 番地 5 号
 - ・T E L 046 (833) 0050

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
- 3 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関する介護保険法令及び横須賀市条例、及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人湘風会の理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

平成 26 年 4 月 1 日 改定 (料金表)
平成 27 年 4 月 1 日 改定
平成 29 年 4 月 1 日 改定
平成 30 年 4 月 1 日 改定
平成 31 年 2 月 1 日 改定
令和 2 年 10 月 1 日 改定
令和 5 年 6 月 1 日 改定
令和 5 年 9 月 1 日 改定
令和 6 年 4 月 1 日 改定
令和 7 年 4 月 1 日 改定 (料金表)

苦情等問い合わせ窓口一覧

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

	問い合わせ先	担当部署 (責任者)	電話番号	受付時間
施設	介護老人保健施設 フィオーレ久里浜	相談室 (宮澤 愛子)	046-835-0132	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 (日、年末年始除く)
市	横須賀市 民生局福祉こども部	介護保険課 給付係	046-822-8253	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 (土、日、祝祭日、年末年始除く)
市	三浦市	保健福祉部 高齢介護課	046-882-1111	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 (土、日、祝祭日、年末年始除く)
国保連	神奈川県 国民健康保険団体連合会	介護苦情相談課	045-329-3447	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 (土、日、祝祭日、年末年始除く)

※横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へご相談下さい。